

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成26年7月10日

岡 山 市 長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エブライ大福店

所在地 岡山市南区古新田字五反田1221番1ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 東宝不動産株式会社

住所 東京都千代田区有楽町一丁目5番2号

代表者の氏名 代表取締役 高橋 昌治

(3) 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）東宝不動産株式会社

代表取締役 八馬 直佳

（変更後）東宝不動産株式会社

代表取締役 高橋 昌治

(4) 変更年月日

平成26年5月20日

2 届出年月日

平成26年6月16日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成26年7月10日から平成26年11月10日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課